

3.9 自転車の安全利用に向けた市民の安全意識の向上

(1) 自転車の交通ルール・マナーに関する啓発

市民一人ひとりが安全で安心な交通社会を築く意識の醸成を図るため、北九州交通公園を活用した自転車教室の開催や、年4回の交通安全運動における「自転車の安全確保」の重点的な呼びかけなど、継続的な啓発活動を実施しています。

	R元.3		R8.3	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
個人向け教室	49回	509人	77回	523人
団体向け教室	100回	7,135人	95回	3,913人
自転車運転免許講習会	9回	54人	12回	140人
合計	158回	7,698人	184回	4,576人

表 北九州交通公園における自転車教室等の開催実績

<交通安全教室（北九州交通公園）>



<自転車安全利用リーフレット>



資料：北九州市安全・安心推進課

～～北九州交通公園～～



正しい交通ルールや交通に関する知識を子どもたちをはじめとした市民が楽しみながら身に付けられる公園です。園内には、北九州市立交通安全センターや自転車走行コースなど様々な施設を備え、専門の指導員が来園者に正しい交通ルールの指導を行っています。

<啓発活動>

- 交通安全運動における街頭啓発
 - ・春、夏、秋、年末の交通安全運動時には、街頭キャンペーンを実施。
- 自転車交通安全キャンペーン
 - ・公共交通施設やショッピングモールなどで啓発物を配布。
- 自転車交通ルール検定
 - ・「自転車安全利用五則」をまとめたテキスト編を学び、問題編を解く。（対象：市立の中学生）
- 自転車安全利用リーフレット配布
 - ・市内の全小学校、中学校、高校へ自転車安全利用リーフレットを配布。

市民アンケート調査では、自転車利用者が遵守しているルール・マナーは、「飲酒運転をしない（約 88%）」や「スマートフォン等を使用しながら運転しない（約 86%）」が上位を占めており、重大な違反に対する意識の高さがうかがえます。

一方で、「車道の左側を通行する」や「歩道通行時の歩行者優先・徐行」は約 60%、「ヘルメットを着用する」については約 40%にとどまっています。

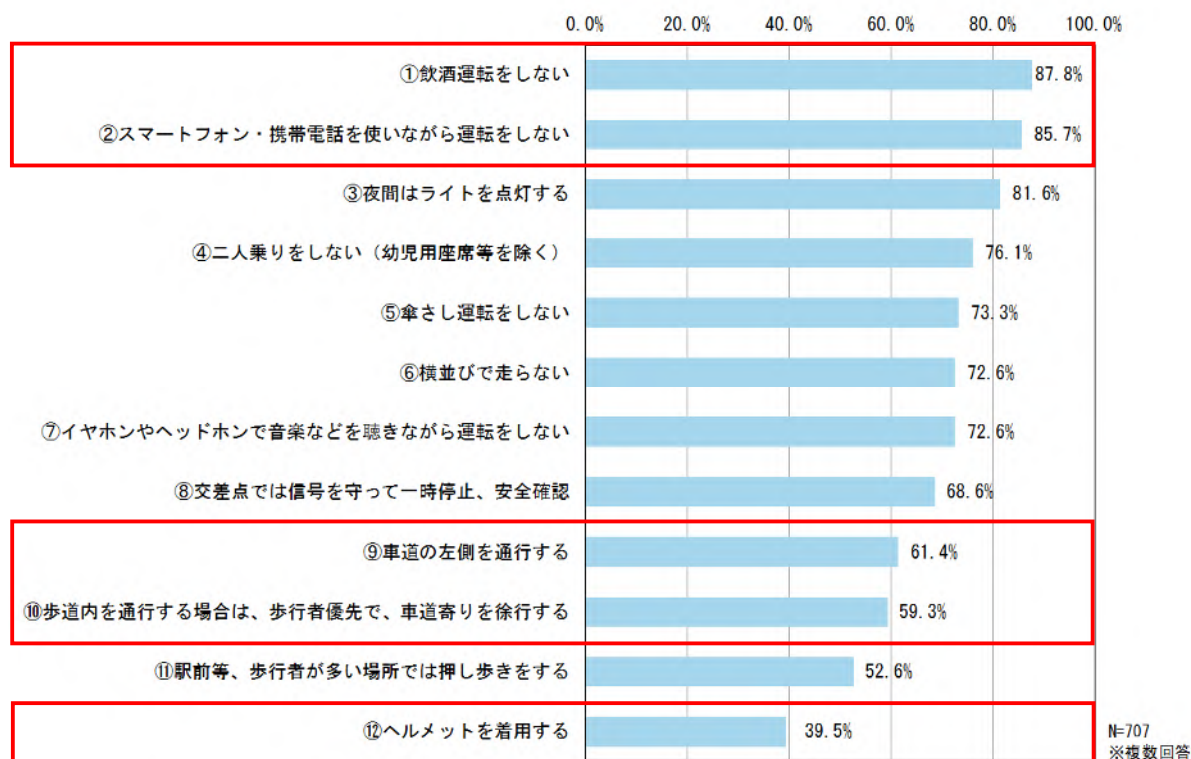


図 自転車乗車時に守っているルール・マナー

資料：北九州市自転車利用に関する市民アンケート（R8.1）

本市における自転車関連事故件数は減少傾向にあり、令和6年度の目標値である490件を下回る結果となりました。これは、これまでの安全対策や啓発活動の効果が着実に現れているものと考えられます。

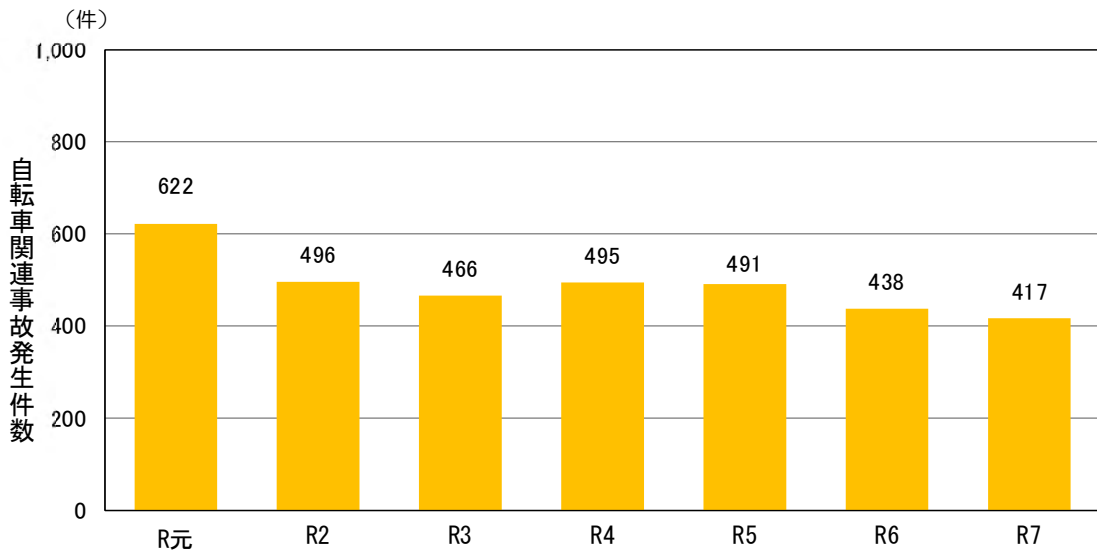


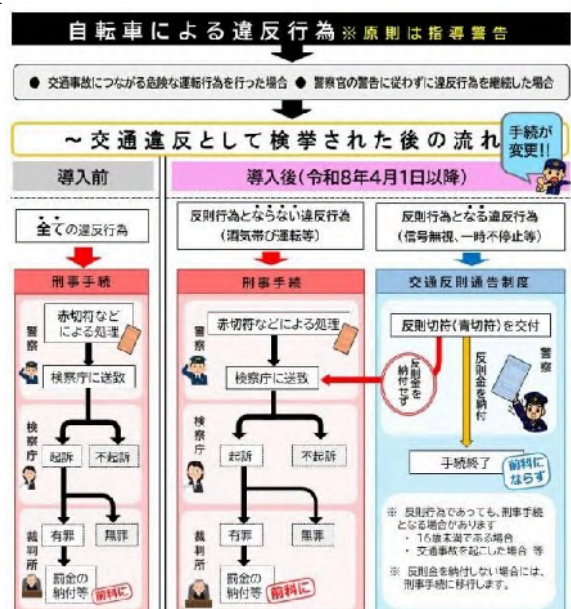
図 北九州市の自転車関連事故件数の推移

資料：福岡県警察（R元年～R7年）

道路交通法の一部改正により、令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者による一定の交通違反に対し、交通反則通告制度（いわゆる「青切符」制度）が導入されています。

信号無視や携帯電話使用など、113種類の交通違反行為に反則金が適用されます。違反の実情に即して「指導警告」や「青切符」による処理が行われ、より一層の安全利用に向けた指導・取締りが実施されています。

<「自転車青切符」チラシ>



資料：福岡県警察

【課題】 自転車の安全利用に向けた交通安全教育やルール・マナーなどの啓発の充実

自転車は車両の一種であり、自転車を運転する際は、自動車等と同様に、交通ルールを遵守しなければなりません。特に歩道内における自転車の無謀な通行やルール違反は歩行者の安全性を脅かす危険な行為となります。

しかしながら、市民アンケート調査によると、車道左側の通行や歩道内の歩行者優先など、自転車を安全に利用する上でのルールやマナーが十分に浸透しているとは言えません。

こうした状況下で、令和８年４月から、自転車の危険な交通違反を対象とした交通反則通告制度、いわゆる「青切符」制度が導入されるなど、交通ルール遵守の重要性が一層高まっております。

本市では、これまでも交通安全教育やルール・マナーの啓発に取り組んできましたが、今後は、交通反則通告制度の周知徹底や、各ライフステージや利用実態に即した教育・啓発活動の充実を図るとともに、自転車利用者の多様化（デリバリーサービス、外国人など）にも対応していく必要があります。

(2) 自転車保険の加入促進

近年、全国的に自転車利用者が加害者となる事故において、高額な賠償請求が行われる事例が発生しています。

こうした状況を受け、福岡県の自転車条例が改正され、令和2年10月1日より自転車保険の加入が義務化されました。

本市では、保険加入の必要性や条例の内容を広く周知するため、市内の全ての小学校・中学校・高校に対し、加入を呼びかける自転車安全利用リーフレットを配布するなど、広報・啓発に取り組んでいます。

市民アンケート調査では、自転車損害賠償保険の認知度は、約9割と高い水準にありますが、実際の加入率は約65%にとどまっています。

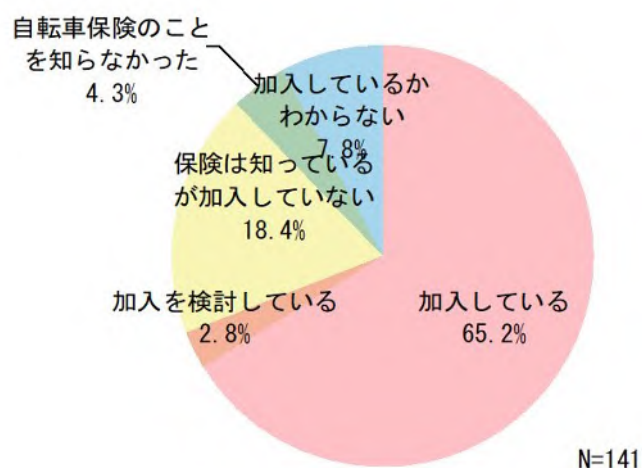


図 自転車保険の加入状況

資料：北九州市自転車利用に関する市民アンケート（R8.1）

【課題】自転車保険の加入促進

安全で安心な自転車利用を推進するためには、万が一の事故に対する備えとして、自転車保険への加入が極めて重要です。

福岡県自転車条例の改正により保険加入が義務化されていることを踏まえ、今後は、市民アンケートの結果から明らかになった「高い認知度」を「実際の加入」へと繋げていくための取り組みが不可欠です。自転車を利用するすべての市民が確実に保険に加入し、安心して走行できる環境を整えるため、販売店等と連携した啓発活動などを強化していく必要があります。

(3) 自転車盗難の防止

本市では、自転車の盗難を未然に防止するため、警察など関係団体と連携し、二重施錠の普及促進や防犯意識の向上に努めています。

市内の自転車盗難認知件数は令和2年以降増加傾向にあり、令和7年は前年に比べ減少したものの、約1,300件と高い水準にあります。

本市では、市内の公立小学校・中学校および特別支援学校に対し、盗難予防を呼びかけるリーフレットをデータ配布しています。

また、市民アンケート調査では、盗難対策として有効な「二重施錠」を実施していない利用者が約6割にのぼるほか、「防犯登録」についても、2割以上の人が登録していないという実態が明らかになっています。

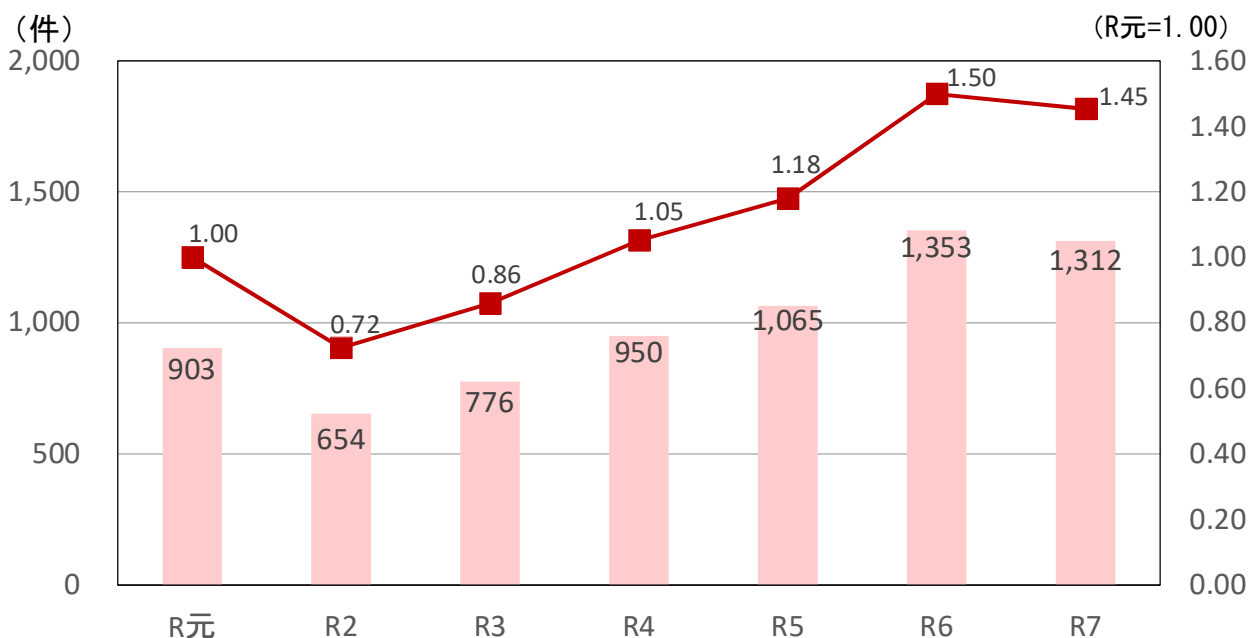


図 自転車盗難認知件数の推移

資料：福岡県警察

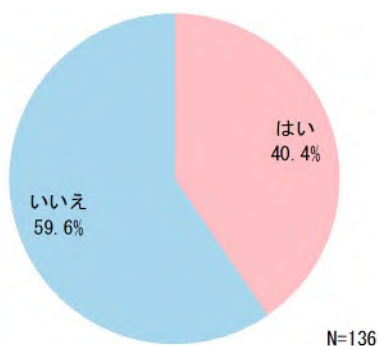


図 自転車駐輪施設利用時の二重施錠の実施状況

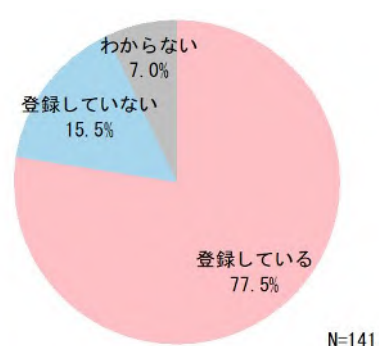


図 防犯登録制度の登録有無

資料：北九州市自転車利用に関する市民アンケート（R8.1）

【課題】自転車の盗難防止対策の推進

市内の自転車盗難認知件数が増加傾向にある中、被害を抑制するためには、市民一人ひとりの防犯意識の向上が不可欠です。

市民アンケート調査から、効果的な対策である「二重施錠」の実施率が依然として低いことや、法律で義務付けられている「防犯登録」が徹底されていない実態が明らかになっています。

今後は、警察等の関係団体と連携し、短時間の駐輪であっても二重施錠を習慣化するよう啓発を強化するとともに、防犯登録の重要性について再徹底を図るなど、実効性の高い盗難防止対策を推進していく必要があります。

4. 自転車の活用を推進するための計画目標

本市の自転車に関する現状から見える課題を踏まえ、自転車の活用を計画的に推進するために、国や福岡県の自転車活用推進計画を勘案し、4つの計画目標を定めます。

北九州市の自転車に関する現状から見える課題

2 自転車を巡る北九州市の現状と課題

- 人口減少や高齢化の進展に対応したまちづくり
- 健康増進に向けた運動習慣の確保
- 自動車から自転車や公共交通利用への転換

3 これまでの取り組みと課題

- 自転車通行空間の整備推進
- 利用しやすい駐輪環境の形成
- 放置自転車対策の推進
- シェアサイクル事業の推進
- 自転車に関する情報発信
- 自転車の利用促進
- 自転車貸出し施設の利用促進
- サイクルツーリズムの推進
- 自転車の安全利用に向けた交通安全教育や
ルール・マナーなどの啓発の充実
- 自転車保険の加入促進
- 自転車の盗難防止対策の推進

目標

目標1 自転車を快適に利用できる環境づくり

安全で快適な自転車通行空間を創出するとともに、自転車と公共交通との連携を強化し、双方の利便性を向上させることにより、道路交通の円滑化およびコンパクトなまちづくりを推進します。

目標2 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

自転車通行空間の整備とともに、交通安全に関する教育や啓発を通じて、自転車・歩行者・自動車が互いの特性や交通ルールを理解し、尊重しあう意識を醸成することにより、自転車だけでなく、歩行者や自動車にとっても安全な交通環境を創出します。また、自転車保険の加入促進や自転車盗難の防止などに取り組み、安心して自転車を利用できる環境づくりを推進します。

目標3 自転車を活用した市民の健康増進と脱炭素のまちづくり

日常生活やスポーツ・レクリエーション活動における自転車利用の普及を推進することにより、市民の体力向上や健康増進を図るとともに、自動車利用から自転車や公共交通利用への転換を促進し、交通分野の脱炭素化を推進します。

目標4 自転車を活用した観光・賑わいづくり

自転車で走ること自体を楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力等を楽しむことができるサイクリング環境を創出することにより、サイクルツーリズムを推進し、観光の振興とまちの賑わいの創出を図ります。

5. 目標を実現するための施策の展開

自転車の活用推進を図るために設定した4つの計画目標を実現するため、それぞれの目標に応じたハード、ソフトの両面からの施策を展開します。

目標1 自転車を快適に利用できる環境づくり

施策1. 自転車通行空間ネットワークの形成

- (1) 自転車ネットワーク計画の策定
- (2) 自転車通行空間の整備

施策2. 利用しやすい駐輪環境の形成

- (1) ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進
- (2) 市営有料自転車駐車場の利便性向上

施策3. 放置自転車対策の推進

- (1) 自転車放置禁止区域の指定と放置自転車の撤去
- (2) 駐輪ルールに関する広報・啓発

施策4. シェアサイクル事業の推進

- (1) 効果的なシェアサイクルステーションの配置検討
- (2) 公共交通と連携したサービス導入検討

施策5. 情報通信技術活用の推進

施策6. サイクル&ライドの促進

- (1) ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進
- (2) サイクルトレイン・サイクルバスの導入検討

【再掲】

施策7. 自転車利用の促進に関する情報発信の充実

目標2 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

施策8. 自転車通行空間ネットワークの形成

【再掲】

施策9. 自転車の安全利用に向けた市民の交通安全意識の向上

- (1) 自転車利用に関する安全教育の推進
- (2) 自転車の安全利用に向けた広報・啓発
- (3) 自転車利用時のヘルメットの着用促進
- (4) 自転車の点検・整備に関する広報・啓発
- (5) 安全に自転車を利用するためのアドバイスやサポートの実施

施策10. 自転車保険の加入促進

施策11. 自転車盗難の防止

- (1) 自転車盗難防止に向けた広報・啓発
- (2) 安全で安心な駐輪環境の整備
- (3) 防犯登録の普及促進

施策12. 災害時における自転車の活用

目標3 自転車を活用した市民の健康増進と脱炭素のまちづくり

施策13. 健康増進に関する広報・啓発

施策14. 自転車貸出し施設の活用

施策15. 身近な移動手段としての自転車利用の促進

- (1) 自転車通勤の促進
- (2) 自動車利用から自転車利用への転換

目標4 自転車を活用した観光・賑わいづくり

施策16. サイクルツーリズムの推進

- (1) 広域モデルルートの整備
- (2) サイクリストの受入環境の整備
- (3) 情報発信

施策17. シェアサイクル事業の推進

【再掲】